

「福岡県児童相談所等研修業務」企画提案公募実施要領

この「福岡県児童相談所等研修業務」企画提案公募実施要領（以下「公募要領」という。）は、本事業の委託先選定において、企画提案公募に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項を定めるものである。

令和8年度契約については、県の令和8年度当初予算の成立（令和8年3月下旬見込み）を前提としており、予算の成立状況によっては事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合があります。

1 業務の目的

子育て世帯は、仕事との両立や自らの疾病・障害、親の介護、貧困など様々な課題がある中で、核家族での子育て、希薄な地域関係の中での子育てなど、困難な状況となっていることから、より子どもやその家庭に寄り添ったきめ細やかな支援が求められている。

また、児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどっているほか、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いていることから、本県にとって児童虐待への対応は依然として喫緊の課題である。

本事業を通して、子どもや家庭への支援に携わる児童相談所や市町村職員の質の向上を図ることにより、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが地域家庭で心身ともに健やかに成長することができる社会の実現を目指す。

2 委託業務の概要

（1）業務の名称

福岡県児童相談所等研修業務

（2）業務の内容

別添「福岡県児童相談所等研修委託仕様書（案）」（以下「委託仕様書」という。）のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（4）開始予定期

令和8年4月1日

3 総事業費（予算規模）

11,011千円以内（消費税および地方消費税を含む）

4 提案公募参加資格

契約締結日現在において、次の条件を満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- （2）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- （3）福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続がなされていない者。

5 スケジュール

(1) 公募の開始	令和8年 1月28日（水）
(2) 質問受付期限	令和8年 2月 2日（月）17時
(3) 企画提案書の提出期限	令和8年 2月10日（火）17時（必着）
(4) プレゼンテーション	令和8年 2月17日（火）
(5) 審査結果の通知	令和8年 2月下旬（予定）
(6) 契約締結	令和8年 4月 1日（水）

6 企画提案公募に関する質問について

（1）受付期限

令和8年2月2日（月）17時まで

（2）提出方法

質問票（様式1）により、電子メールで下記アドレス宛てに提出すること。

送信先アドレス kofuku-kofuku@pref.fukuoka.lg.jp（担当：齊藤）

※電話や口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けない。

（3）回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月6日（金）までに福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書の提出方法及び提出期限

（1）提出書類

書類番号	提出書類名称	様式	提出部数
1	応募申込書	様式2	正本1部 副本6部
2	誓約書	様式3	
3	団体概要調書	様式4	
4	団体役員名簿	様式5	
5	企画提案書	任意様式	
6	所要経費積算書	任意様式	
7	団体の定款又は寄付行為	—	
8	登記簿謄本の写し（発行から3か月以内のもの）	—	
9	直近3事業年度の事業報告書	—	
10	直近3事業年度の財務諸表（財産目録、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書等）	—	

～（提出書類作成に当たっての留意事項）～

注1）原則として書類はA4版・縦綴じとし、書類番号順にインデックスラベルを付し、上記の書類一式を1冊のファイルに綴じたものを1部として、必要部数を提出すること。

注2）正本1部については、綴じる書類一式をホチキス留めしないこと。

注3）提出書類作成に当たっては、公募要領、委託仕様書、審査基準等に記載の内容を踏まえて作成すること。

注4）所要経費積算書の作成に当たっては、可能な限り委託仕様書6（1）（2）（3）に記載の事業内容別に応じて項目を設け、所要経費について詳細に記載すること。なお、契約

に当たっては、委託先候補者選定後に別途見積書の提出を求める（11に記載のとおり）。

（2）提出期限

令和8年2月10日（火）17時（必着）

（3）提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部こども福祉課こども福祉係（福岡県庁行政棟 南棟2階）

（4）提出方法

郵送又は持参

8 審査及び委託先候補者の選定

- （1）福岡県児童相談所等研修業務委託先候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、「福岡県児童相談所等研修業務委託先候補者選定に係る審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最も高い評価点を得た提案者を委託先候補者としてそれぞれ選定する。
- （2）提案者が1者の場合であっても委員会において審査を行い、委託先候補者として選定するか否かを決定する。また、提案者がいない場合は、公募内容を再検討の上で再度公募を行う。
- （3）最も高い評価点の提案が複数ある場合は、委員会の協議により委託先候補者を選定する。
- （4）選定結果は、2月下旬に書面で通知するとともに、県ホームページで公表する。

9 欠格事由

提案者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、提出した応募申込書及び企画提案書を無効とし、委託先候補者としての選定を取り消すことがある。

- （1）応募申込書、企画提案書等の提出方法、提出期限、提出先等に適合しない場合。
- （2）故意に提出書類に虚偽の記載をした場合。
- （3）提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合。
- （4）参加資格の条件を満たしていない場合、又は満たすことができなくなった場合。
- （5）審査委員又は公募関係者に対して、公募に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- （6）プレゼンテーションに出席しなかった場合。ただし、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかった場合を除く。

10 留意事項

- （1）企画の提案に要する経費及び本事業の準備のために要する経費は、全て提案者の負担とする。
- （2）提出された書類は、返却しない。また、選定のために複製を作成することがある。
- （3）審査結果（選定理由、審査項目ごとの評価内容等）に関する質問は受け付けない。
- （4）委託仕様書は業務の大綱を示すものであり、必要に応じて選定された委託先候補者による企画提案内容を契約に用いる仕様書（以下「契約仕様書」という。）に反映させるほか、業務内容の詳細については選定された委託先候補者との協議により確定する。

11 選定後の手続

選定された委託先候補者との間で契約仕様書及び契約書の内容について協議し、契約仕様書に基づく見積書の提出を受けた後、予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。

なお、委託先候補者との協議が整わず合意に達しない等の理由により契約締結に至らない

場合は、選定結果において評価点が次に高い提案者を委託先候補者とし、協議を行うこととする。

12 委託契約の締結について

- (1) 委託契約に係る費用（印紙代等）は受託者の負担とする。
- (2) 委託契約の締結に当たっては、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則23号）第169条の規定により、委託契約額（消費税込）の100分の10以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。この契約保証金又はこれに代わる担保は、契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了後に返還する。
なお、福岡県財務規則第170条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する場合がある。
- (3) 委託契約の締結に当たっては、暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に誓約書に反する事実がと判明したときは、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

13 問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県福祉労働部こども福祉課こども福祉係（担当：齊藤、松吉）
電話：092-643-3256
メール：kofuku-kofuku@pref.fukuoka.lg.jp